



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちのためには、子どもの最善の利益を考慮し、全ての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要です。

また、親が安心して子どもを生み育てられ、子育ての充実感を得られるなどの親の成長とともに、子育て家庭を、地域が一体となって支援し、地域全体でいきいきとした元気な親子を育成することが重要です。

第1期計画では、「のびのび育て葉山の子 ―地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山―」を基本理念とし、子育て支援を推進してきました。引き継ぎ、行政と町民が協働して、元気な親子が育成されるよう、第1期計画の基本理念を継承し、本計画を推進していきます。

のびのび育て葉山の子

―地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山―

2 基本方針

第1期計画を引き継ぎ、次の2つの基本方針を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本方針1 みんなで支える、子育て家庭

親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができることが重要です。

しかし、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域全体で子育てを支援していくことが大切です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもを優しく見守り、子育て家庭を温かく支えていくような地域を目指します。

基本方針2 親と子がともに成長する環境づくり

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てを前向きに感じながら、適切な関わりのもと、子どもの成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられることが大切です。

保護者は、子どもを育てるという経験を通じて、自らも、様々なことを学習し、成長していくことができ、子育ては、子どもと保護者とが、ともに育つ機会でもあり、親と子がともに成長する環境づくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念と基本方針にたち、町の現状や計画策定のためのニーズ調査の結果を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

(1) 教育・保育事業の充実と多様化

母親の就労状況の変化等から、今後も保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、教育・保育の量と質を確保し、幼稚園・保育園連絡会議等において教育・保育内容の情報共有を行っていきます。

重点施策 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）

- 幼稚園の認定こども園への移行の推進
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照
- 公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等）
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照
- 保育・教育の量と質の確保
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照

(2) 一時預かり、病児保育の充実

買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等の際に利用できる一時預かりや共働き家庭における子どもの病気やけがの際に利用する病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応した保育事業の充実を図ります。

重点施策 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など

- 幼稚園の預かり保育の充実（随時及び長期休み中の実施）
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照
- 一時預かりの提供場所の増設
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照
- 病児・病後児保育事業の広域の実施検討
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（10）病児・病後児保育事業」参照

(3) 子育て家庭への支援の充実

妊娠、出産、産後、子育ての不安を軽減し、その人らしく安心して子どもを育てることができるよう、切れ目のない支援や仕事と子育てを両立するための環境づくりを行います。

また、近年では、児童虐待や子どもの貧困等が社会問題となっており、児童虐待防止対策を推進するとともに、支援を必要とする家庭に適切な支援を提供していきます。

重点施策 地域子育て支援拠点事業など

○子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 切れ目のない支援

○妊産婦健診、産後うつ対策の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（3）妊婦健康診査事業、（4）乳児家庭全戸訪問事業、（5）養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」参照

○子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（1）利用者支援事業、（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○男性の育児参加の促進

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

○家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

重点施策 **子どもの貧困対策**

○ひとり親家庭等の自立支援の推進など

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携」参照

重点施策 **児童虐待防止への支援**

○児童虐待の発生予防・早期発見・支援

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

○児童虐待発生時の迅速・的確な対応

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

(4) 小学校就学後の放課後対策の充実

アンケート調査をみると、就学前の未就労の母親の就労希望が多く、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。

また、放課後の子どもの安心・安全な居場所、子どもの遊びや体験の場として、放課後子ども教室を求める声も多くなっており、小学校就学後の放課後の居場所の充実が必要です。

重点施策 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

○放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○地域における子どもの安全・安心な居場所づくり

（新・放課後子ども総合プランの内容 等）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

(5) 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

アンケート調査では、子どもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、子どもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の強化をしていく必要があります。

重点施策 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

○保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

○たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進

4 施策の体系

[基本理念]

― 地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山 ―
のびのび育て葉山の子

[基本方針]

2 1
**みんなで支える、子育て家庭
親と子がともに成長する環境づくり**

[基本目標]

1 教育・保育事業の充実と多様化

2 一時預かり、病児保育の充実

3 子育て家庭への支援の充実

4 小学校就学後の放課後対策の充実

5 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

[重点施策]

[主な取組]

(1) 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）

①幼稚園の認定こども園への移行の推進

②公的保育サービスの充実
（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等）

③保育・教育の量と質の確保

(1) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など

①幼稚園の預かり保育の充実
（随時及び長期休み中の実施）

②一時預かりの提供場所の増設

③病児・病後児保育事業の広域の実施検討

(1) 地域子育て支援拠点事業など

①子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

(2) 切れ目のない支援

①妊産婦健診、産後うつ対策の充実

②子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①男性の育児参加の促進

②家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

(4) 子どもの貧困対策

①ひとり親家庭等の自立支援の推進など

(5) 児童虐待防止への支援

①児童虐待の発生予防・早期発見・支援

②児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

①放課後児童クラブの増設
（多様な選択肢の用意）

②放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

③地域における子どもの安全・安心な居場所づくり（新・放課後子ども総合プランの内容等）

(1) 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

①保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

②たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進